

第1部

- 1 会議の日時 令和6年3月15日（金）午後1時30分から午後2時10分まで
- 2 会議の場所 千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室
- 3 出席者の氏名
 - (1) 委員
小賀野晶一 委員（会長）、小倉久子 委員、末吉永久 委員、鈴木公一 委員、田中大介 委員、山口幸宏 委員（五十音順）
 - (2) 事務局
帆刈 審査情報課副課長、情報公開班職員
- 4 会議に付した議題
 - (1) 会長の選任
 - (2) 会長職務代理者の選任
 - (3) 千葉県情報公開推進会議の活動実績等について（報告）
 - (4) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について
- 5 議事の概要
 - (1) 会長の選任について
委員の互選によって小賀野委員が会長に選出された。
会長が議事録署名人として小倉委員を指名した。
 - (2) 会長職務代理者の指名について
会長が会長職務代理者として末吉委員を指名した。
 - (3) 千葉県情報公開推進会議の活動実績等について（報告）
事務局から、千葉県情報公開推進会議の令和4年度の活動実績等について、次のとおり報告があった。
 - ア 公開の会議の開催状況では第1回と第2回の会議を開催した。
非公開の会議の開催状況では、苦情の審議を行っており、その概要は資料1-1、1（2）のとおりであった。
 - イ 苦情処理状況については、資料1-1、2頁のとおりであった。
 - ウ 開示請求等の状況について
令和4年度の請求状況は、決定件数11,990件であった。
実施機関別の決定件数については、資料1-2、2（2）のとおりであった。
不服申立ての状況については、資料1-2、3のとおりであった。
 - (4) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

事務局から、資料2により4件の意見書が提出されたことが報告され、この内の1件、令和5年度意見書1は、その内容が実施機関のある特定の窓口の対応に対する問題点を指摘するものであり、その内容から、実質的には苦情の申出とすることが適当と思われることから「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」第4条第4項により、苦情の申出として取り扱うことが適当ではないか、との提案がなされ、委員協議の結果、この意見書を苦情の申出として取り扱うことが決定された。

令和4年度意見書2、3、令和5年度意見書2について、次のとおり報告があった。

ア 令和4年度意見書2について

令和4年度第2回推進会議は、傍聴者が発言の機会を求めているにもかかわらず、これを認めなかった。今までどおり傍聴者に発言の機会を与えることを強く求めるとの意見である。

(状況等の説明)

前回(令和4年度第2回)の推進会議は、議題が千葉県情報公開条例等の一部改正についてのみであり、その内容も法改正により生じた条文の技術的な修正であったため、傍聴人の発言を求めなかったものである。会議内容に伴う例外的なケースであったと理解している。

イ 令和4年度意見書3について

千葉県では、情報公開、個人情報開示の開示実施の手数料について、いわゆるコピー代が納入通知書で支払えるのに対し、郵送料が納入通知書では支払えないこととなっている。他の自治体でも支払えるところがあり、令和2年度第1回推進会議で納入通知書により支払えるようにすべきとの意見が出たにもかかわらず、いまだに改善されていない。納入通知書で支払えるようにすべきとの意見である。

(状況等の説明)

納入通知書による支払については、切手等と比べ、納入通知書の発行に時間がかかり開示の実施までに時間がかかること、コピー費用について支払えるようにしたが個人の利用者が極めて少人数であったこと、郵便料金の納入通知書による支払いは県で事例がなく会計管理者との調整が必要であること、などの課題があることから、現在、郵便料金については納入通知書の対応をしていない。

ハ 令和5年度意見書2について

推進会議に提出された意見書や苦情申出書については、適切な期間内に審議の上、改善や苦情の対応を行うべきであり、適切な期間内に審議を開始することを明文で規定するよう改善すべきとの意見である。

(状況等の説明)

推進会議の開催時期について、現在、特段の規定はないが、今年度の開催が年度後半になったことから意見が提出されたものである。

ニ 検討

小賀野会長 ただいま意見書3件について御報告をいただきました。何か御意見等がございましたら、お願いいたします。

山口委員 R4の意見3です。納入通知書でも支払いができませんか、ということなんしょうけど、この5行目、他の自治体でもやっている所があるということの良いのでしょうか。他の自治体とは都道府県レベル。

事務局 都道府県レベルです。

山口委員 ちなみにどのくらい。

事務局 かなりの数、半数程度ですが、ある、という話は聞いております。

末吉委員 どこか、そういう風になっている自治体に、どのようにやっているのかという調査はしたのですか。

事務局 いろいろ情報交換はしており、課題があるというお話も伺っています。納入通知書を出しているけども支払いがなされなくて、その納入通知書を、結局、取り消したりしているという課題がある、というようなことは聞いています。

末吉委員 開示実施手数料は納入通知書で払えるんですよね。その課題は郵送料に限った話なんですか。

事務局 納入通知書を出した場合の話ですので、コピー代金の場合でも、理屈は一緒だと思います。本県の場合は、先ほど御説明したように、極めて少人数の事例があるのみで、その方は普通にお支払いをされているので、そういう未払いの問題はなかった、ということです。

末吉委員 納入通知書を出すことは、他の自治体もやっているからできるわけですよ。やろうと思えばできることなんですよ、きっと。

事務局 他県との情報交換の中では、できないと言っている団体もありまして。

末吉委員 でも、できる団体が結構あるんだとすればできるんですよ。やろうと思えば。その手間暇とかと何人使うの、ということとのバランスの問題はあっても、技術的には可能ってことなんですよ。

事務局 先ほど御説明したように、会計管理者との調整がつけば可能だろう、ということです。

末吉委員 だけど使う人もそんなにいないので、そこまで、そこに重きを置くべきか、って問題があるってということなんですよ、きっと。

事務局 そうです。

小倉委員 コピー代は、すでに手数料を納入通知書で、できているわけですよ。

事務局 希望されれば対応しています。

小倉委員 ということで、何かそれを抜げるということは、そんなに手続上、大変でもないのかなあという気がするのですが。

事務局 切手代の納入通知書による支払いというのが、現在、千葉県では行った例がなく、その辺りの会計管理者との調整等の必要があるということで、現在、事実上行っていない、ということです。

田中委員 私からも一点。この意見書に記載があるように、確か令和2年度の第1回の会議で、恐らくできるだけ納入通知書で支払えるようにした方が良いの

ではないかという意見が確か皆さんの話で、それを解釈でやるのか、規則とかの問題があるのかとか、いろいろな課題があったかと記憶しています。それで、今の話で課題があるということは分かりましたが、その課題が解消可能な課題として捉えているのか、実は、あの時はこういう意見を言ったけど、ものすごく今ハードルが高くて止まっているのかとか、そこら辺の感触をお聞かせいただければ、あの時の私達の意見が、実はなかなか難しいものだったのか、そうでなかったのか、そこら辺の所がわかるかなと思うので、教えていただければと思います。

事務局 ハードルという意味で申し上げますと、切手代について納入通知書でやっている事例が県でないということから、なかなかそれを変えるのにハードルがある、というのは事実です。ただ、切手代を県の歳入に入れることができるのかどうかについては、現在、県庁の中でも動きがあると聞いているので、その動きを見ながら、今後の対応を考えるということだと思います。

末吉委員 何か、一般的に県にお金を支払うような場合に、キャッシュレスとか、そういう方向に進んでいるようにも聞いているんですが、そちらとの兼ね合いというのもあるんですかね。

事務局 その通りです。今、動きがあると申し上げたのはキャッシュレスの話が全庁的に出ており、その中で切手代を例えばキャッシュレスで払うことができるかどうかとか、そういう議論をしているということで、こちらの方では聞いています。

小賀野会長 よろしいでしょうか。貴重な御意見ありがとうございました。それでは、本日は傍聴者はおられませんね。

事務局 はい。

小賀野会長 おられませんので、第1部の議題を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 はい。

小賀野会長 ありがとうございました。